

三菱マヒンドラ農機株式会社関連サプライヤー企業向け
販路開拓支援事業 募集要項

1. 事業目的・概要

三菱マヒンドラ農機株式会社またはリョーノーファクトリー株式会社（以下、「三菱マヒンドラ農機等」という）の農業用機械生産事業からの事業撤退により影響を受けるサプライヤー企業へ、それぞれの企業の強みを活かした販路開拓支援を行い、取引拡大につなげることを目的とする。

本事業では公益財団法人しまね産業振興財団（以下、「財団」という）が委託を予定する専門家（以下、「委託専門家」という）が、販路開拓支援を行います。

2. 支援対象者

- ・県内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者のうち、原則として機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者
- ・三菱マヒンドラ農機等と直接・間接の取引があり売上全体の 5%以上の取引を有する者（直近決算期または直近 3 か年の決算期時点の平均のいずれか）

3. 費用

無料

※販路開拓費用は無料ですが、委託専門家が申請企業を訪問する際の会場提供負担、営業訪問をする際の申請企業従業員に係る旅費・宿泊費等、関連して支出する費用については申請企業負担とします。

4. 支援内容・領域

支援内容は第 1 及び第 2 フェーズに分け、第 1 フェーズでは委託専門家が申請企業を複数回訪問いたします。第 2 フェーズでは都度、発注企業と申請企業の日程調整等の上、マッチング面談を行い、面談後のフォローアップも委託専門家にて行います。

第 1 フェーズ 7 月上旬～10 月末予定	申請企業の強み等を洗い出し、販促資料（PR 資料を含む）の作成やアプローチができそうな分野の目利き支援を実施する。
第 2 フェーズ 10 月上旬～2 月末予定	第 1 フェーズを経て、強みやアプローチができそうな分野等を明らかにした上で、申請企業を対象に発注企業を紹介し、マッチング面談（主には WEB を想定）を実施する。

5. 募集企業数

5 社程度

6. 申し込み方法

- (1) 販路開拓支援事業 申請書
- (2) 直近 2 期の決算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販管費内訳書、個別注記表）

※製造原価報告書を作成していない場合は添付なしとする

(3) 島根県税に係る納税証明書（一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明）※

※3 カ月以内に発行されたもの、写し可

(4) 会社概要が分かる書類（会社パンフレット等）

〈書類提出先・問い合わせ先〉

（公財）しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ 担当：福富

T E L : 0852-60-5114 E-mail:shiko@joho-shimane.or.jp

7. 募集期間

令和8年6月17日（水）まで

8. 注意事項

本事業に提出いただいた申請書および必要書類にかかる情報を、委託専門家と共有し、本事業を実施します。共有する情報は本事業の実施に係る運用・管理の範囲以外で使用することはありません。